



すみれ野

東横野小学校
学校だより

令和2年9月 8日 第13号

校長 品田 弘道



～希望の登校 満足の下校～



だれにでもやさしい子

しっかり学ぶかっこいい子

心と体が強いたくましい子

2学期が始まって2週間がたちました。子供たちは毎日元気で学校生活を送っています。2週目になっていくらか暑さが和らぎましたが、まだまだ気が抜けません。新型コロナウイルスとともに、熱中症対応も続けていきます。ご家庭でも子供たちの健康観察・健康管理をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス対応について

6年生のご家庭には別紙で通知いたしましたが、安中市では今年度の泊を伴う修学旅行は残念ながら見送ることになりました。その代替として日帰りの旅行を検討しています。詳細は後日お知らせします。他の学年の日帰り旅行等は、現在のところ実施予定ですが、今後の状況によっては、変更・中止の場合も考えられます。また現在、群馬県の警戒度が2であることを踏まえ、本校では以下のように対応してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



R2. 9. 7現在

登校前の検温	今まで通り、健康記録表に記入し提出。
マスク	原則着用。ただし、暑いときの登下校や屋外での活動、体育の授業等では他の人と距離をとって外してよい
手洗いの励行	今まで通り（登校後、休み時間後、給食前後、掃除後等）
出席停止 ※右に当てはまる場合は登校しない	本人が感染、PCR検査等対象者、濃厚接触者、発熱等の風邪の症状がみられるとき
授業等	リスクの低い活動から徐々に実施 (例) リコーダー（音楽）…屋外、または換気をしながら、向かい合わずに少人数で実施
集会等	体育館での全校が集まる集会は自粛
旅行等	右面「修学旅行等の参加に伴うお願い」参照
2学期授業参観	授業参観のみ実施、懇談会は中止の方向で検討中
持久走大会	検討中
2学期終業式・3学期始業式	給食あり、通常下校

※状況によって変更になる場合があります。

<お願い>

- 万一、本人やご家族が感染またはPCR検査や抗体検査等の対象者になった場合には、できるだけ早めにご連絡をお願いします。
- 9/1付けの教育長メッセージにありましたように、感染症に関わる差別や偏見、不確かな噂の流布などが起こらないよう、ご指導・ご注意をお願いいたします。

令和2年度 修学旅行等の参加に伴うお願い

2学期は子供たちも大変楽しみにしている旅行や社会科見学等も計画されております。学校ではその実施にあたって、保護者の皆様への周知と旅行等参加に関する留意点への同意確認を行う必要があると考えておりますので、修学旅行等の実施に係る留意点について、下記のとおりお知らせいたしますとともに、ご理解いただきたくお願いいたします。

つきましては、「令和2年度 修学旅行等 参加同意書の提出について」を実施前に配付しますので、ご記入・ご捺印の上、担任にご提出をお願いいたします。

記

1 出発前の対応について

- ・修学旅行実施前後の、本人および同居家族への健康観察にご協力をお願い致します。
- ・学校側でも指導しますが、ご家庭においても感染予防へのご協力をお願い致します。
(見学時の手洗い、咳エチケット、マスク着用、持ち物の準備等)

2 出発当日の朝の対応について

- ・修学旅行等の出発当日の朝に少しでも体調に不安がある場合や、家族に体調不良がある場合は参加を見合わせていただきます。

3 実施期間中の発熱等の症状に係る対応について

- ・修学旅行等の参加にあたり、出発時を含め、その実施期間中に発熱等の症状が確認された場合は、原則として保護者の方にお迎えに来ていただき、参加中止および旅行継続停止としていただきます。

4 費用負担について

- ・上記2および3の対応に伴い発生する費用（参加中止に係り発生する旅行費、傷病等治療費、本人および保護者の送迎のための交通費・滞在のための宿泊費等）につきましては、保護者の方にご負担をいただきます。旅行費は、途中で参加をとりやめた場合でもお支払いいただきます。

5 実施可否の判断

- ・新型コロナウイルス感染症等に関わる実施条件を以下のとおりとし、旅行日直近の状況で判断することといたします。出発日までの状況で「本校の定める実施条件」を満たすことができない場合は、市教育委員会に相談の上、実施しないこととします。

1 本校の定める修学旅行等の実施条件
(1) 感染状況
・出発日14日前から校内に感染者及び濃厚接触者がいないこと
・市内の感染状況が落ち着いていること
・旅行先と旅行の経路にあたる都県に県外との往来自粛要請が出ていないこと
(2) 感染症対策
・「交通機関」、「食事施設」、「入場観覧施設」、「体験活動施設」等の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができること
(3) 目的地や経由地での活動が可能な範囲で「密を避ける行動」が実施できること
(4) 参加者の保護者から同意が得られること（実施基準：参加率が概ね90%以上）
2 その他
・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（第2版）に基づいて実施する。